

平成 16 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ビ ー エ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鎌 田 正 彦  
( 登 録 銘 柄 コード : 2 3 8 4 )  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 入 山 賢 一  
電 話 番 号 0 3 - 5 6 5 5 - 6 1 1 0

## 新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 24 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出し並びに株式分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- ( 1 ) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 5,500 株
- ( 2 ) 発 行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 16 年 6 月 8 日（火）から平成 16 年 6 月 10 日（木）までのいずれかの日に決定する。
- ( 3 ) 発行価額中資本に組入れない額 上記（ 2 ）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ( 4 ) 募 集 方 法 一般募集とし、UFJ つばさ証券株式会社、野村證券株式会社、新光証券株式会社、いちよし証券株式会社、丸三証券株式会社、イー・トレード証券株式会社及びHSBC証券会社東京支店（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受させる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価額決定日において日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- ( 5 ) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- ( 6 ) 申 込 期 間 平成 16 年 6 月 11 日（金）から平成 16 年 6 月 15 日（火）まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 6 月 9 日（水）から平成 16 年 6 月 11 日（金）までとなる。
- ( 7 ) 払 込 期 日 平成 16 年 6 月 16 日（水）から平成 16 年 6 月 18 日（金）までの間のいずれかの日。すなわち、上記（ 6 ）のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 16 年 6 月 16 日（水）となる。
- ( 8 ) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成 16 年 1 月 1 日（木）とする。
- ( 9 ) 申 込 株 数 単 位 1 株
- ( 10 ) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役社長 鎌田 正彦に一任する。
- ( 11 ) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文章は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 1,500 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 鎌 田 正 彦 1,500 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 16 年 6 月 8 日（火）から平成 16 年 6 月 10 日（木）までのいずれかの日に決定する。  
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 U F J つばさ証券株式会社、野村證券株式会社、新光証券株式会社、いちよし証券株式会社、丸三証券株式会社、イー・トレード証券株式会社及び H S B C 証券会社東京支店（以下「売出しにおける引受人」と総称する。）に全株式を買取引受させる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。  
なお、引受価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 平成 16 年 6 月 11 日（金）から平成 16 年 6 月 15 日（火）まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 6 月 9 日（水）から平成 16 年 6 月 11 日（金）までとなる。
- (6) 受 渡 期 日 平成 16 年 6 月 17 日（木）から平成 16 年 6 月 21 日（月）までの間のいずれかの日。すなわち、上記（5）のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 6 月 17 日（木）となる。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長 鎌田 正彦に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記〈ご参考〉1.を参照のこと）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 1,000 株  
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、売出価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 U F J つばさ証券株式会社 1,000 株  
なお、株式数は上記（1）のとおり、売出価格決定日に決定される。
- (3) 売 出 価 格 未定（平成 16 年 6 月 8 日（火）から平成 16 年 6 月 10 日（木）までのいずれかの日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、U F J つばさ証券株式会社が当社株主から 1,000 株を上限として賃借する当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長 鎌田 正彦に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本売出しも中止する。

ご注意： この文章は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当による新株式発行（下記〈ご参考〉1.を参照のこと）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,000株
- (2) 発行価額 未定（平成16年6月8日（火）から平成16年6月10日（木）までのいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。）
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 UFJつばさ証券株式会社 1,000株
- (5) 申込期間 平成16年6月25日（金）
- (6) 払込期日 平成16年6月27日（日）
- (7) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は、平成16年1月1日（木）とする。
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 上記(1)の株式数につき、割当先から全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による新株式発行における最終的な株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合がある。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役社長 鎌田 正彦に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集及び引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

#### 5. 株式の分割（無償交付）について

- (1) 平成16年8月20日（金）付をもって、次のとおり当社普通株式1株を3株に分割する。  
分割により増加する株式数  
普通株式とし、平成16年6月30日（水）最終の発行済株式数に2を乗じた株式数とする。  
分割の方法  
平成16年6月30日（水）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割する。
- (2) 配当起算日 平成16年7月1日（木）
- (3) 当社が発行する株式の総数の増加  
同日の取締役会において、上記の株式分割に伴い、商法第218条第2項の規定に基づき、当社定款上の「当社が発行する株式の総数」について、現行の126,480株を252,960株増加させ、379,440株に変更することを決議しました。
- (4) 平成16年12月期の配当につきましては、現在のところ配当総額に変更はありませんので、今回の株式1株を3株に分割することに伴い、1株当たり予想期末配当金1,000円を3分の1に読替えていただきますようお願いいたします。
- (5) その他、この株式の分割に必要な一切の事項は、今後の取締役会において決定する。
- (6) 行使価格の調整  
今回の株式分割に伴い、新株予約権付社債とみなされる当社発行の第2回無担保新株引受権付社債の行使価格を平成16年7月1日以降、次のとおりに調整する。

	調整後行使価格	調整前行使価格
第2回無担保新株引受権付社債 （平成12年11月21日発行）	33,333円	100,000円

以上

ご注意： この文章は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び一般募集と同時に引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、UFJつばさ証券株式会社が当社株主から1,000株を上限として賃借する当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成16年5月24日(月)開催の取締役会において、UFJつばさ証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成16年6月27日(日)を払込期日として行うことを決議しております。

また、UFJつばさ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌営業日から平成16年6月23日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)オーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から賃借した株式(以下「賃借株式」という。)の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、UFJつばさ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、UFJつばさ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を賃借株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る賃借株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、UFJつばさ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに依る予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資、第三者割当増資及びによる発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	35,728株	(平成16年5月24日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	5,500株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	41,228株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	1,000株	
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	42,228株	
(6) 株式分割による増加株式数	84,456株	
(7) 株式分割後発行済株式総数	126,684株	

(注)上記(4)~(7)に関しては、前記1.により変更する可能性があります。

### 3. 調達資金の用途

#### (1) 今回調達資金の用途

##### ・公募増資資金の用途

今回の公募増資による手取概算額5,363,000千円については、設備資金に750,000千円(新本社及び本社倉庫の賃借のための敷金400,000千円及び建物付属設備350,000千円)、雪印物流株式会社の株式取得に伴う借入金の返済に2,500,000千円、残額を業容拡大のための投融資(雪印物流株式会社におけるリース資産(車輛)購入のための融資1,500,000千円、その他企業買収資金の一部)に充当する予定であります。

##### ・第三者割当増資資金の用途

今回の第三者割当増資による手取概算上限額975,000千円については、全額運転資金に充当する予定であります。

ご注意： この文章は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割(無償交付)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金を設備投資ならびに投融資に充当することにより、今後の財務基盤の強化と業績向上に大きく寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、業績に連動した利益配当を継続的に実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記の基本方針に基づき、当社の業績動向及び配当性向等を総合的に勘案し、決定しております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、株主資本の充実を図るとともに、企業体質の一層の強化ならびに今後の新規事業等に効果的に活用する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成13年12月期	平成14年12月期	平成15年12月期
1株当たり当期純利益	5,557.66円	1,514.74円	8,689.68円
1株当たり年間配当金	-円	-円	2,000円
実績配当性向	-%	-%	23.0%
株主資本当期純利益率	6.5%	2.4%	15.6%
株主資本配当率	-%	-%	3.4%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益は、当該決算期間の当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。
2. 各決算期の実績配当性向は、当該決算期間の1株当たりの配当金額を1株当たり当期純利益で除した数値であります。
3. 各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益を資本の部合計(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。
4. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の配当金総額を資本の部合計(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格、資本組入れ額は以下のとおりであります。なお、当該新株引受権の権利行使が行われた場合には、当社グループの1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

第2回無担保新株引受権付社債(平成12年11月21日発行)	平成15年12月31日現在	平成16年4月30日現在
新株引受権の残高(千円)	28,400	17,600
新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格(円)	200,000	100,000
資本組入額(円)	100,000	50,000

- (注) 平成16年2月12日開催の当社取締役会決議により、平成16年4月20日付をもちまして1株を2株に分割致しました。これにより新株引受権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額をそれぞれ調整しております。

ご注意： この文章は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割(無償交付)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等  
 エクイティ・ファイナンスの状況

平成15年12月公募増資による新株式発行

発行株式数	2,000株
発行価格	100,000円
引受価額	93,000円
発行価額	68,000円
資本組入額	34,000円
発行日	平成15年12月15日 (JASDAQ新規公開時)

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年12月期	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
始 値	円	円	180,000円	342,000円 384,000円
高 値	円	円	360,000円	829,000円 1,580,000円
安 値	円	円	180,000円	314,000円 302,000円
終 値	円	円	345,000円	668,000円 1,390,000円
株価収益率	倍	倍	39.7倍	-倍

- (注) 1. 当社は平成15年12月15日をもって日本証券業協会に株式を登録いたしましたので、それ以前の株価については該当ありません。
2. 平成16年12月期の株価については、平成16年2月29日を基準日として、1株につき2株の株式分割を行っており、当該権利落ち前の株価(平成16年1月5日から平成16年2月23日まで)と権利落ち後株価(平成16年2月24日から平成16年5月21日まで / 印を表示)に分けて記載しております。
3. 平成16年12月期の株価については、平成16年5月21日現在で表示しております。
4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文章は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに株式分割(無償交付)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。